

日視連発第1号  
令和5年4月21日

法制審議会

刑事法（情報通信技術関係）部会  
部会長 酒巻 匡 殿

意見書

社会福祉法人日本視覚障害者団体連合  
会長 竹下 義樹  
（公印省略）

現在、貴部会においては、法務大臣からなされた「情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備に関する諮問」（諮問第122号）について検討が進められているところであるが、この検討に際しては、視覚障害者の裁判を受ける権利（憲法32条）を実質的に保障する観点からの必要な方策が十分に検討されなければならない。このことは、日本が平成26年1月20日に批准した「障害者の権利に関する条約」の13条（司法手続の利用の機会）を国内法制として実現するために必要であるとともに、令和4年9月に国連の障害者権利委員会が採択した日本に対する総括所見で示された同条約13条に関する懸念事項及び勧告事項に答えるものとしても必要である。

そこで、当連合は、以下の各項目について、意見を提出する。

なお、視覚障害には全盲、弱視、視野狭窄等、個人によって様々な障害特性があるほか、視覚障害と視覚障害以外の障害が重複している重複視覚障害も存在する。そこで、以下では、これらの視覚障害のある者を総称して「視覚障害者等」と表記する。

#### 1 刑事手続において取り扱う書類について、電子的方法により作成・管理・利用するとともに、オンラインにより発受すること（諮問事項1）について

##### （1）電子的方法により作成された書類の形式について

今後、刑事手続において取り扱われる書類等（供述書、供述録取書、公判調書等を含む）が電子的方法により作成・管理される場合には、その形式をテキスト情報が埋め込まれたPDFファイル等、視覚障害者等にもアクセシブルな形式とすることを要望する。

これは、視覚障害者等が刑事手続の関係者となった場合、電子的方法を用いて作成された書類が、画面読上げソフト（スクリーンリーダー）により読上げ可能であり、また、画面拡大ソフト等の支援機器により操作可能な形式でなければ、視覚障害者等が単独で当該書類の内容を確認することができないためである。

## (2) ウェブサイトのアクセシビリティについて

オンラインでの発受に用いるウェブサイトについては、視覚障害者等に対するアクセシビリティが確保されていることが必要である。具体的には、当該ウェブサイトが障害者等のアクセシビリティを定めた「JIS X 8341-3:2016」の適合レベル AA 及び「WCAG 2.1」を満たす設計とするよう要望する。

これは、刑事手続に関する書類がウェブサイトへのアップロード及びダウンロードによって発受される場合、当該ウェブサイトが視覚障害者等に対するアクセシビリティを備えたものでなければ、視覚障害者等は単独で書類の発受を行うことができないためである。

## (3) 令状の電子的方法による執行について

令状を執行する際、被処分者が視覚障害者等であることを想定し、被処分者に示すための電子計算機のうち一定数の電子計算機には、画面読上げソフト、画面拡大ソフト等の支援ソフトを装備することを要望する。

これは、現在、視覚障害者等が令状を示された場合には、自らその内容を確認することができないところ、今後、視覚障害者等に示される電子計算機に画面読上げソフト、画面拡大ソフトが装備されていれば、当該ソフトを用いて、視覚障害者等が自ら令状の内容を確認する可能性を開くこととなって、現在の制度下で現出している社会的障壁の一つを解消することとなるためである。

## (4) デジタル庁内に設置されているサービスデザインユニットとの連携について

現在、デジタル庁には、情報通信技術における視覚障害者等を含めた障害者に対するアクセシビリティを確保するための部局として、サービスデザインユニットが設置されている。そこで、刑事手続に情報通信技術を導入するに際しては、このサービスデザインユニットとの連携が行われることを要望する。

## 2 刑事手続において対面で行われる捜査・公判等の手続について、映像・音声の送受信により行うこと（諮問事項2）について

### (1) 良好な通信環境の確保について

刑事手続における各手続が、映像・音声の送受信により行われる場合、視覚障害者等が関係者として参加するに際しては、良好な通信環境が確保されていることが必要である。特に、視覚情報を得ることができない視覚障害者等にとっては、音声情報は障害のない関係者に比して極めて重要な意味を持つことが認識されなければならない。

### (2) 映像・音声の送受信による手続が行われる場合の配慮について

ア 視覚情報を得られない視覚障害者等にとって、話者の特定は困難である。したがって、手続を進めるに際しては、発言の冒頭に話者が自分の立場と名前を述べてから発言を開始

する等の配慮が必要となる。これにより、視覚障害者等は発言者の立場と発言内容を理解しつつ手続に参加することが可能となるためである。

イ 刑事手続が映像・音声の送受信により行われる場合に、画面共有機能が用いられると、画面読上げソフト（スクリーンリーダー）が対応しないため、視覚障害者等は共有された情報を把握することができない。したがって、このような場合には、共有画面の内容を口頭で読上げる等の配慮が必要である。

ウ 刑事手続において視覚障害者等が障害のない者と同等の情報を獲得するためには、視覚障害を補うための支援者（代筆・代読者等）が必要となる場合も考えられる。この支援者の選定に際しては、裁判所において、当該視覚障害者等からの申請を十分に斟酌した上で、公費による派遣も含めて検討が行われることを要望する。

これは、視覚障害者等が障害のない者と同等の情報を獲得するためには、視覚障害者等と視覚障害を補うための支援者との間に円滑な意思疎通が成立することが必須であり、このような円滑な意思疎通を行うためには、当該視覚障害者等に対して日常的に支援を行っている支援者を選定することが適切といえるためである。

### 3 視覚障害のある弁護士が刑事手続において弁護人として活動する場合の配慮について

刑事事件によっては、多くの写真または表、防犯ビデオ等の画像が証拠書類として提出される場合がある。このような視覚による情報取得が大きな意味を持つ刑事事件の国選弁護人を視覚障害のある弁護士が担う場合、当該視覚障害のある弁護人から複数選任の申出がなされた際には、この申出に対して、裁判所は柔軟に対応すべきである。

これは、刑事手続に情報通信技術が導入される場合、当該情報通信技術に十分なアクセシビリティが確保されていないことも考えられるところ、視覚障害のある弁護人が適切な弁護人としての活動を行うためには、障害のない弁護人とともに活動することが適当と考えられる場合もあるためである。

### 4 まとめ

以上の項目（特に上記1及び2）に関する配慮は、視覚障害者等が①被疑者・被告人となる場合、②犯罪の被害者として証人となる場合、③弁護人として活動する場合、④裁判員裁判の裁判員として活動する場合等、多くの場面で必要とされる事項であり、「手続上の配慮」の具体的方策として必要な事項である。したがって、貴部会においては、各項目についての十分な検討が行われることを要望する。

また、刑事手続に情報通信技術が導入され、実際に運用が開始されて、初めて視覚障害者等にとって社会的障壁として認識される事項も考えられるところである。さらに、情報通信技術は日々進歩を遂げていることも踏まえれば、視覚障害者等に対して現出する社会的障

壁が、今後新たに生じてくることも想定される。そこで、これらの事項について検討を行うことを可能とするため、今後、定期的に視覚障害者等を含めた障害当事者、障害者団体その他の障害関係者と、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会等関係者との協議の場を設けることを要望する（なお、民事手続に関しては、民事司法の在り方に関する法曹三者連絡協議会の下に障害者の民事司法へのアクセス拡充に関するワーキンググループが設置され、必要とされる手続上の配慮について協議が行われている。）。

以上

**【参考URL】**

①総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」

URL：[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/joho\\_tsusin/b\\_free/guideline.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html)

②デジタル庁「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック（2022年12月）」

URL：<https://www.digital.go.jp/resources/introduction-to-web-accessibility>

③ウェブアクセシビリティ基盤委員会

URL：<https://waic.jp/>